

九州大学シンクロトロン光利用研究センタービームライン等利用規程

平成23年度九大規程第68号
施行：平成23年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学シンクロトロン光利用研究センター規則（平成21年度九大規則第16号）第3条第1項第2号に規定する九州大学ビームライン及び分析付帯装置（以下「ビームライン等」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続)

第2条 ビームライン等の利用を希望する者は、所定の申込書により九州大学シンクロトロン光利用研究センター（以下「センター」という。）の長に申請し、その許可を得なければならない。

第3条 ビームライン等の利用者（以下「利用者」という。）は、センターの職員の指示に従い、善良な管理者の注意をもってビームライン等を利用しなければならない。

(損害賠償)

第4条 利用者が、その責めに帰すべき事由により、ビームライン等の設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(利用料)

第5条 利用者は、別表に掲げる利用料を、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の利用料は、原則として返還しない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、ビームライン等の利用に関し必要な事項は、センターの長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1. 利用区分

公共等利用	大学及び公共研究機関のうち、利用情報の開示が前提となる利用区分をいう。
一般利用	上記以外の利用区分をいう。

2. 利用料

設備名	利用料（1時間あたり）	
	公共等利用	一般利用
ビームライン等	2,500円	27,000円